

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 3 年12月14日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 議案第36号 愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第37号 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第38号 愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第39号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第40号 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第41号 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第42号 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第43号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第44号 愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第45号 愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第46号 愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第47号 愛西市文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第48号 東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第49号 西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第50号 諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第52号 令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第17 議案第53号 令和 3 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 議案第54号 令和 3 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第19 請願第 6 号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願
- 日程第20 請願第 7 号 介護労働者の確保にむけた施策の充実を求める請願
- 日程第21 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君

7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	杉 村 義 仁 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	鷺 野 聰 明 君
13番	島 田 浩 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員 (なし)

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	市民協働部長	渡 辺 弘 康 君
産業建設部長	山 田 哲 司 君	上下水道部長	山 田 英 穂 君
教 育 部 長	三 輪 進 一 郎 君	保険福祉部長	小 林 徹 男 君
健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君	社会福祉課長	田 口 貴 敏 君
保険年金課長	橋 本 創 君	スポーツ課長	伊 藤 義 幸 君
生涯学習課長	石 田 泰 弘 君	学校教育課長	猪 飼 政 和 君
都市計画課長	浅 野 浩 司 君	産業振興課長	横 井 誠 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	杉 本 昌 哉

午前 9 時30分 開議

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

ここで近藤議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

近藤議員。

○8番（近藤 武君）

おはようございます。

去る11月30日の本会議における諸般の報告において、海部地区急病診療所組合の議会、令和3年第3回定例会の報告の中で歳入総額の読み間違いがありましたので、7,440万6,900円に訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（島田 浩君）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることができないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑については、事前に通告制を取っているため通告書に基づき質疑を行い、また新型コロナウイルス感染症の観点から、議員側も理事者側も時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第36号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第1・議案第36号：愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、議案第36号：愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について数点質問させていただきます。

この発達支援センターにつきましては、入札等の関係で年度途中の開設になるということですが、様々親さんたちにも不都合等出てくるのではないかと思います。その点どのような工夫をして開設に導いていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、条例の第2条、その疑いのある児童及び障害のある者とはどんな想定をされているのかお伺いをしたいと思います。

それから第4条、各事業の専門家はということですが、どのような専門家を置かれるのか予定についてお伺いをしたいと思います。

また、社会福祉協議会への委託事業が今現在相談事業としてあるわけですが、どのような形でこの発達支援センターに関わるのかお伺いをしたいと思います。

それから第7条、使用料はどのような利用に係ってくるのか、料金は市独自の金額なのか、その点について教えていただきたいと思います。

それから、第8条の使用料が免除されるというのがどのような場合に免除されるのか、その点についても確認をさせていただきたいと思います。以上です。

### ○保険福祉部長（小林徹男君）

順次答弁させていただきます。

まず1つ目、年度途中の工夫でございますが、児童発達支援に関する事業では、単独通園の時間の延長など4月から前倒しをし、生活リズムの変化を最小限に抑える工夫を行います。また、地域支援に関する事業では、人員配置を準備していく予定でございます。

2点目の疑いのある児童等のことでございます。

その疑いのある児童とは、手帳や認定区分をお持ちでない方でも、健診等で保健師や医師が発達に気がかりのある児童や障害の疑いのある児童を考えております。障害のある者とは、障害手帳を所持する障害認定区分をお持ちの方を想定しております。

3点目の専門家の関係でございますが、児童発達支援に関する事業は保育士や児童指導員、地域支援に関する事業及び保育所等訪問支援に関する事業は、教員資格を有する方や心理士、相談支援に関する事業は、相談員の資格を有する方と考えております。

社協との関係でございますが、障害児相談支援事業は社会福祉協議会に委託しており、愛西の里さやで一般相談を行っております。発達支援センター開所後は、センター内で障害児・者を対象とした一般相談と計画相談を委託で実施する予定で考えております。

4点目でございます。

使用料の関係でございますが、児童発達支援に関する事業及び保育所等訪問支援に関する事業に係る利用料の自己負担分でございます。なお、料金は市独自の金額ではございません。

最後5点目でございますが、免除される場合につきましては、災害等の発生により通所給付決定を受けた保護者の負担能力に変動が生じた場合を想定しております。以上でございます。

### ○6番（吉川三津子君）

最初に、開設が途中になるということの工夫で、前倒しできっとわかば等の対応がされたりとか時間等の変更がされて、スムーズに移行がされるということであろうと思います。

あと、もう少し確認したいのは、やはりこういった子供たちというのは、相手が変わったりとか場所が変わったりすると、パニックが起きたりとかいろいろするわけですが、この人員配置というのもこの発達支援センターで働く予定の方が前もってわかばのほうに入られるような

工夫をされるのか。それからまた、場所が変わることによって多分相当混乱があると思うんですが、そういったところへのスムーズな移行についてはどのように考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

それから、親さんたちもかなりこの変化、自分の子供の特性でもって、この変化による影響って大変心配されると思うんですけれども、そういった説明会はいつされるのか。子供によつてのそういったフォローについては、どのように進めていかれるのかお伺いをしたいと思いません。

それから、2番目に質問しました疑いのある児童についてですが、健診、そして医師の判断ということですが、診断書等こういったものの提示によってそれが認められるのかお伺いをしたいと思いません。

それからあと、大人の発達障害なんですけど、大人になって気づく方が今いらっしゃるって、それも社会的に問題になっているんですけど、そういった方々にも対応、相談ができるような体制なのかお伺いをしたいと思いません。

それからあと、専門家の配置なんですけど、どこの保育園にしても、こういった発達支援センターについても、専門家の確保が大変厳しい状況だと思います、大変苦勞されていると思いません。その当ては見通しがついているのか、その点お伺いをしたいと思いません。

それから、社会福祉協議会の相談業務、本当はかなり一生懸命やっただいて感謝しているんですけども、こういったセンターの移動に関する周知等については、一部分がきつと発達支援センターに入ると思うんですけど、そういった周知はいつ頃からされているのか、されていくのかお伺いをしたいと思いません。以上です。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目の年度途中の工夫でございますが、やっぱり一番心配なのはお子さんの通いだと思っております。お子さんの環境の変化、その辺に対応できるように、できるだけ可能な範囲で事前に施設の見学、そのようなことで慣れていただくようなことをしていきたいと思っております。それに併せて、親さんたちの御説明会も順次、いつからということはまだ決まっておりますが、順次やっていくつもりでは考えております。

続いて、手帳の提示のことでございますが、入られる相談があったときにその場で確認をしていくというふうに想定はしておりますが、それは今の現状のわかばのやり方と同様でございますので、変化はありません。

大人の方の相談につきましても、今回からここで相談ができるような体制をつくっておきますので、児童という言葉を除いて、発達支援という形のセンターという形になっております。

続きまして、専門家の確保につきましてもは今後公募等で順次やっていくつもりですので、もう既に確保かということはまだ想定できてはおりません。

続いて、周知につきましてもは、これもいつからやるということはまだ決まっておりますが、順次やっていく予定はしております。以上でございます。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

### ○18番（河合克平君）

では、議案第36号：愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について質問をいたします。幾つかありますので、よろしく申し上げます。

まず、発達支援センターの設置と管理ということですので、設置についてどのような財政措置がされるのか、今されておりますが、最終的にどんな予定なのかということ、建設費の総額、そして国・県補助金の総額、そして起債の総額、そして市の負担などについて、まず1点お伺いします。

そして管理の予定についてですが、管理運営について、もし補助金があれば補助金の金額、また利用料の予定、そして管理費、これは支出ですね。または人件費、委託料など、そういう収支の状況はどのような予定をされているのか、まず1点目に確認をさせていただきます。

続いて、条文についての質問ですが、第2条の支援を行う市民についてということで、こちらについては、内容については今吉川議員の詳細の質問がありましたが、対象年齢はどのような年齢なのか、障害のある児童またはその疑いのある児童、そして障害のある者、それぞれについて対象の年齢をお伺いします。

続いて第4条、センターが次の事業を行うということで、5点にわたって各事業が設定をされているわけですが、それに関わる専門職員の配置については今お話もありましたが、それぞれの業務について、大体市民の方がどれぐらい利用されるのかということについて、利用の予定をしている人数をお伺いします。また、それぞれの事業について配置する職員の人数、大体何人ぐらいを予定しているのかお伺いをします。

続いて、第7条についての使用料については、今質問がありまして回答はありましたが、この使用料について、もし具体的に国が定める、県が定める金額でもよろしいですが、1番について大体幾らぐらい、2番について幾らぐらいというのが分かればお伺いをします。利用料について確認をしておりますので、お願いします。

続いて、第8条についてですが、減免については負担能力についてということがありましたが、減免は無料になったり、割合で減免がされるのか併せてお伺いをします。具体的な規定ということで聞いておりますので教えてください。

続いて第9条、ただし書ですね。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときということが記載がありますので、どのような場合がこの適当でないという判断基準となるのかお伺いをします。

以上、よろしく申し上げます。

### ○保険福祉部長（小林徹男君）

順次御答弁させていただきます。

まず、1点目の建設費に関する収支でございますが、歳出につきましては、令和3年8月6日の議会で審議・議決いただいております、工事請負契約金額は4億8,367万円でございます。歳入は森林環境譲与税の活用を予定しておりますが、金額は確定しておりません。工事請負金額

から森林環境譲与税充当分を差し引いた額の95%を起債とし、残額を公共事業整備基金で予定しております。

続いて、管理についての収支でございますが、歳出はセンター管理費のほか、主な4つの事業に係る事業費と人件費を今積算しております。歳入につきましては、児童発達支援事業に係るもの、相談支援事業に係るもののほか、利用者負担金等を想定しております。

3点目でございますが、市民の対象年齢でございますが、これは事業によって異なりますが、相談支援事業につきましては成人も対象としております。

4点目の事業についての利用者の想定でございますが、児童発達支援に関する事業につきましては、20名を予定しております。その他の事業は定員はございませんので、随時相談を行うこととなります。

続いて、人員配置の関係でございますが、職員配置につきましては現時点で検討中でございますので、適切に配置したいと考えております。

続いて、使用料に関しましては、国の定める金額の1割分が自己負担の利用となりますが、これにつきましては職員体制とか利用者数、所得によって変わってきますので、御了承いただきたいと思っております。

続きまして、減免の具体的な想定ということで、災害等の発生により通所給付決定を受けた保護者の方の負担能力に変動が生じた場合のみを想定しております。

続いて、ただし書の部分でございますが、ただし書の判断基準は、損傷前の状態がどのようなであったのかということをご考慮するものでございます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

では、順次確認をさせていただきます。

通告をしておりますので、具体的な金額というか、4億8,367万円が建設費であると。そのうちの95%起債、残額を公共事業整備基金でというお話もありましたが、ちょっと金額について分ければ詳しく教えてください。計算機で計算すればいいですが、教えてください。

あと運営について、管理についての分についてはまだ積算中だということですが、大体総額で幾らぐらいの予定をしているかぐらいの積算は既にされているのではないかと思います。具体的な金額が教えていただきたいと思っております。

あと、第4条のセンターが行う5つの事業についてということで、(1)については20人の定員だというお話もありましたが、そのほかについてはまだ具体的に定員はありませんというお話でしたが、ここに関わる職員については、やはり配置をするというのが非常に今の人員の中でも大変なのかなと、検討中ですというお話しかありませんでしたが、例えばこのセンターに関わる方で新規採用、当然もう終わっている、または第2次募集が今後あるかもしれませんが、新規採用についての予定者の数が分ければ教えていただけますでしょうか。

続いて、第7条の使用料については、利用料が1割の負担だというお話もありましたが、金額的にどの程度ということがもし分ければ教えてください。

あと、第9条のただし書の判断基準についてはもう少し具体的に、ちょっと今分かりづらか

ったというのか分からなかったので、例えば児童の責任があつてその方に補償してもらうのか、利用者について責任度合いで判断をされるのか、そういった具体的な話があれば教えてください。

また、損害賠償ということで、損害賠償規定はありますが、市として損害賠償保険等について加入はされているのか。されているのであれば、どのような内容なのか教えてください。

以上、よろしくお願いします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目の建設費の関係で、もともとの大本の森林環境譲与税、ここの部分の木材の使用、その辺りがまだ確定がしていない分、そこからの差引きになってきますので、この辺りは金額はまだ不明でございます。

管理についてのざっとの金額については、ちょっとまた後ほどお答えさせていただきます。

続いて、職員の新規の採用の話でございますが、センターで新規に採用するという予定はございません。当然人事異動によって保育士等回ってくる可能性があるかと思いますが、現状の発達支援事業に関するものについては、今のわかばの体制を中心に考えておりますので、そこで不足する部分につきましては、会計年度任用職員等のことで対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、使用料の関係につきましては、先ほど言ったように職員体制、利用者、所得によって変わってきますので、金額等はちょっとお答えできない部分がありますので御了承いただきたいと思っております。

続きまして、ただし書の具体的という部分につきましても、その状態によって当然変わってきますので、具体的にこれもどのような状態で上げるかというのはちょっと難しいかと思っております。

続きまして、損害保険の加入につきましては、建物共済保険に加入をいたします。以上でございます。

#### ○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

#### ○社会福祉課長（田口貴敏君）

ただいま部長から後ほどとありました管理運営に関する費用でございますが、現在積算中でありまして、概算に関しても現在少しお答えができない状態でありまして、よろしくお願いします。

#### ○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第37号及び日程第3・議案第38号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第2・議案第37号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び日程第3・議案第38号：愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを一括議題とし、質疑を行います。

質疑をされる議員は、初めに自身が行う全ての議案番号を述べていただき、その後、順次質疑をされる議案番号と議案名を述べてから質疑を行うようにしてください。

それでは通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第37号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質問をします。

今回の条例の一部改正は、他の市内施設との整合性を図りながらの改正と受け止めています。その上で、まず改正の経緯、必要性をお伺いします。そして、地域防災コミュニティセンターの実態を知る上で、市外の利用団体数が多い施設、上位3施設名、過去2年の利用団体数、利用団体数に対しての市外は何%になるのかお伺いします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からまず、改正の経緯、必要性についてでございますが、昨年度の使用料の見直しにおいて使用料を据え置く方針とした一方、市外の方の利用に係る使用料倍率について、今年度調査・検討をしました。公共施設の経費は市税をはじめとする財源で賄われており、受益者負担の原則などから市外利用者の使用料について見直しを行ったものでございます。

次に、市外の利用団体の数が多い3施設と、過去2年の市外利用率でございますが、令和元年度は永和地区防災コミュニティセンター6.8%、西保地区防災コミュニティセンター2.6%、勝幡地域防災コミュニティセンター1.3%。令和2年度は永和防災コミュニティセンター14.0%、藤浪地域防災コミュニティセンター8.7%、勝幡地域防災コミュニティセンター3.4%でございます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

それでは、市外の営利目的利用団体数はどのくらいあるのかお伺いします。そして、地域防災コミュニティセンター全体の利用団体数に対して何%になるのかもお伺いします。

また、市内外にわたるコミュニティセンターの拠点であるセンターの利用については、近隣他市町のコミュニティセンターとの比較で、本市との違いがあるのかお伺いします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

市外の団体のうち、営利目的で利用された団体は令和元年度で4団体、令和2年度で7団体でございます。全体に対する利用割合は、令和元年度で1%、令和2年度で2.3%です。

次に、近隣自治体との違いでございますが、多くの自治体が市外の者及び営利目的の利用はできません。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第37号、38号について質問をいたします。

まず37号、38号、それぞれなぜ値上げを行うのか。今、竹村議員の質問に対しての一定の答弁がありますが、再度確認をいたします。

それから、値上げの倍率の根拠ですね。1.5から2.0、3.0から4.0という提案であります、この根拠はどのように決められたのかについてお尋ねいたします。

それから、近隣の自治体の状況ですが、今、部長答弁では利用できないというような答弁もありますが、これは愛西市みたいに市外の利用者に対してこの倍率を掛けて利用している自治体はないのかあるのか。近隣の自治体の状況が分かりましたらお尋ねをいたします。

それから、利用団体の判断ですけれども、市内の団体と市外の団体の判断基準はどうなっているのかについてお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず、なぜ値上げを行うかについてでございますが、それと同じになりますが、昨年度の使用料の見直しにおいて、使用料を据え置く方針とした一方、市外の方の利用に係る使用料倍率について今年度調査・検討を行ってまいりました。公共施設の経費は市税をはじめとする財源で賄われており、受益者負担の原則から、市外の利用の使用料について見直しを行ったものでございます。

次に、値上げの倍率の根拠についてでございますが、近隣自治体などの状況、施設の利用率に著しく影響はない範囲内で倍率を設定いたしました。

次に、近隣の自治体の状況についてでございますが、状況につきましては、市外利用不可の自治体につきましては、津島市、弥富市、あま市、北名古屋市、大治町などが市外の利用はできません。近隣で1施設、市外の利用がある団体につきましては清須市のみでございます。

次に、利用団体で市内と市外の判断基準についてでございますが、市内に在住し、または通勤する者を市内の者と、それ以外の者を市外の者としております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

値上げを行うということについては、受益者負担の原則ということの検討の中でされたと。受益者負担の原則ということで、今の利用料とか今度値上げされる利用料で運営費のどの程度を賄われるのか、分かりましたらお答えいただきたいと思います。

それからあと、利用団体の中で市内・市外確かに言われるとおりですけれども、団体の中には市内の方と市外の方と混成で団体構成しているところもあるんですけれども、ここら辺の判断について分かりましたらお答えいただきたいと思います。

それから、値上げについてですけど、市内利用者については値上げがないということで影響ありませんけれども、この値上げについてコミュニティー関係者など意見を聞いたかどうかについてお尋ねをいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず1点目、どのぐらい賄われるのかにつきましては、基本的にコミにつきましては利用者は市内の者が大半を占めております。金額的にもそんなに今回の値上げで多く収益が上がるということは考えておりません。

次に、団体でございますが、団体につきましては名簿を提出をしておりますので、申請時にて確認を行っております。

あと、今回の値上げにつきまして団体から意見を聞いたかにつきましては、意見についてはまだ聞いておりません。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

議案第37号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正と議案第38号：愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどから通告の中で見直しの理由というのを上げているわけなんですけれども、無条件に受益者負担の原則から値上げを検討したのか、いろんなデータを見ながら値上げを決めたのか、その辺もう少し、受益者負担だから市外の人は無条件に値上げするんだと最初から決めて取り組んだのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、市外の者の定義というのがなかなかちょっと今聞いていて分からないので、もう一度市外の者の定義、中に愛西市民がいればいいのかいろいろあると思うんですが、細かいところまでちょっとその定義のほうをお聞きしたいと思います。

あと、結局は今のお話だと、収益増はそれほど見込めないんだということで、具体的にこの37号、38号を苦勞して検討委員会、検討の会議も開いて、条例改正もして、どれだけの収益の見込み増が得られそうなのか、もう一度答弁をいただきたいと思っております。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

値上げについての理由でございますが、先ほど来申し上げております受益者負担の原則に、市外の利用者には倍率設定が妥当と考えて今回見直しを行いました。

あと、定義でございます。先ほど来申し上げております条例で市外の者の定義については、市内に在住し、または在勤する者をやはり市内の者と、それ以外の者を市外の者として取り扱っております。

あと、収益についてでございますが、37号、地域防災コミュニティセンターでございますが、この改正により年間3万5,000円ほどの収益増が見込まれます。38号で地区コミュニティセンターでございますが、年間3,000円ほどの収益増の見込みとしております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

ちょっと今驚きの数字を聞いてしまいました。

あと、見直しの理由ということで、受益者負担の原則から検討をしたんだと。先ほどの答弁だと、何が何でも、利用者が少なからうが、収益があまり上がりそうになさそうでも、この受

益者負担の原則から条例を変えるんだということで検討されたということでいいんでしょうか、先ほどの答弁だとね。これだけ職員の人件費をかけて条例改正して3万5,000円、3,000円。これについて、何ら検討の最中にこの金額が出てきて問題にならなかったのか教えていただきたいと思います。

それから、市外の者の定義ということで、在住・在勤、じゃあグループならば何%いたらとか、そういった判断なのか、そこら辺の判断基準はどうなっているのか。今のだと個人で市内・市外分かるかもしれないですけども、集団の場合はそうではないわけですので、代表者で判断しているのか、その団体の所在地で判断しているのか、そこら辺の判断基準について教えていただきたいと思います。以上です。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

値上げの理由につきましては、やはり原則から導き出して今回の改正のほうに至っております。

あと、3万5,000円と3,000円、結果的に少ない収入となろうかなと思いますが、今後の利用のことも考えまして、今回の改正に至っております。

あと、団体の判断でございます。議員言われるように在住・在勤につきましては受付のほうで確認しております。ただし、団体の構成員につきましては、やはりそちらのほうも確認すべきと思っております。その中でどういった方法がいいのか、それにつきましてはやっぱり半数を超える市内の者がいれば、市内の者として扱うべきものかなと思っております。そのように統一を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○市長（日永貴章君）

最初に私から若干補足をさせていただきますけれども、今回の改正につきましては、全施設対象で検討してまいりました。特にコミュニティについては、先ほど答弁もありましたが、ほかの自治体のほとんどが市外の利用をまず認めていないということで、我々も本当に市外の者をほかの自治体が認めていないのかということを確認させていただきましたが、使用されていないということもございましたし、そういったことも十分に我々としては分析をした結果として、今回の改正についてはやはり市外利用者の方々にはちょっと負担をお願いしたいということでございまして、全てが全て利用者の方々で賄うということは不可能ということは分かっておりますので、そういったことも踏まえて、我々は今回市外の方々の倍率を設定させていただいたということでございますし、やはりほかの自治体の例を見て、じゃあ現在愛西市が行っているコミュニティの市外利用者を全て認めないのかということも当然我々としては検討して、そういったことではなくて、利用していただけるのであれば多くの方々に利用していただいて、市外の方に少し多めに払っていただくことによって、市内の方々に少しでも還元ができればという考えの下、設定をさせていただいておりますので、御理解がいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第39号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第4・議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正について質問をしたいと思います。

今回の手数料条例についてですけれども、まず1つは、一時預かり手数料等を条例に定める理由についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それからあと、今回の料金の内容とか金額に変更があるのかどうかについてもお尋ねします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

手数料条例に定める理由でございますが、使用料に関する地方自治法の規定の趣旨を踏まえ、要綱よりも条例で整備することが適当であると判断し、今回条例改正をするものです。

料金、内容及び金額の変動についてですが、内容、金額ともに変わることはございません。以上でございます。

○17番（真野和久君）

地方自治法の趣旨に鑑みて条例化することについては、非常にいいと思います。それと同時に、基本的に変動はないということですが、今この手数料条例については、これまで条例に載っていなかったのはこれだけなのか、あるいはほかにまだ残されているものがあるかについて確認をしたいと思います。

○企画政策部長（宮川昌和君）

今回全てのものを洗い出したということでございます。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正について質問いたします。

本当に要綱行政から条例行政に変わることは大歓迎なことでございます。条例にのっとったこれから運営がされていくということで、私は職員の緊張感もかなり違うというふうに考えておりますが、その点、職員の意識変化にどのように周知していくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

職員の周知、心構えについてですが、要綱から条例に移行したことを踏まえ、改めて真摯に

各事業に取り組んでいきたいというふうに考えます。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

地方自治法の趣旨から、要綱行政から条例行政への変革というか改革をしていくということなのですが、これは今、いろんな要綱が愛西市の中にあるわけですが、今全ての要綱を見直して条例化すべきものは条例化するんだということで動いているものの一つなのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

今回はこの使用料につきましては、しっかり内部で検討して条例に定めるべきというふうに判断をさせていただきました。今後につきましては、当然改正するものについては改正していかなければなりませんし、要綱で運用すべきものは運用するというので取り組んでいくということでございます。

**○議長（島田 浩君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第40号から日程第7・議案第42号まで（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第5・議案第40号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから日程第7・議案第42号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第40号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例から41号等について質問をしたいというふうに思います。

今回、コミュニティセンター等でもそうですけれども、こういう感じで市外の利用者に対する利用料に対して倍率の引上げということが行われましたが、ただ公民館、文化会館、体育館等で、基本的にいわゆる在外者、市外者の利用の倍率がそれぞれかなり異なっているという状況にあります。その倍率が異なっている根拠というのはどこにあるかについてお尋ねをしたいと思います。

○企画政策部長（宮川昌和君）

市外の利用者の関係でございますが、先ほどからの話として、利用者の負担の公平の原則から利用料に倍率を設けさせていただいておるところではございますが、やはり施設の性質によりまして需要が一律ではないということが考えられることから、近隣の自治体の利用料なども勘案させていただきまして、異なる倍率のほうを設定させていただいております。以上です。

○17番（真野和久君）

今の答弁では需要が一律ではないということ、利用の状況を含めて、その中で倍率を定めたということですが、先ほどのコミュニティセンターのときでもそうですけれども、何倍にするかについて、例えば維持管理費やなんかの積算からの基本的な料金、必要な利用料に基づいてそうしたものをされているわけではないんですね。あくまでも近隣との関係とか、需要をどう期待するかとかというところで定めているということによろしいですか。

○企画政策部長（宮川昌和君）

市内料金のほうはそれに従ってつくっておるところでございますが、やはり近隣の状況というのはかなり大きいウエートを占めているというところがございますので、そちらをしっかりと見させていただいて、各倍率のほうを決めさせていただいているような状況でございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第41号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、1点のみ質問させていただきます。

改正内容につきまして、入場料等を徴収し営利を目的として利用する場合、市外の者の使用倍率、先ほど部長の答弁で公平の原理からということですが、8倍という破格の倍数ですが、この8倍という根拠はどんなところから8倍になっておるかお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

先ほど企画政策部長のほうからも答弁がございましたように、近隣自治体の施設の使用状況とか、そういった施設の利用率とか、そういったことも勘案いたしまして、影響のない範囲内で倍率を設定いたしました。以上でございます。

○14番（山岡幹雄君）

今影響のないというお話ですが、8倍ですね、ほかのところは2倍、3倍、4倍となっておりますが、相当の倍率にした根拠、実際他の自治体でこのように料金的に8倍というところがあるのかどうなのか、その辺ちょっと調査されたのか、その辺をお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

8倍かどうかという近隣の状況は把握しております。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第41号についてお尋ねをいたします。

まず、なぜ値上げを行うのか。これは共通した質問になると思いますけど。それから、値上げの倍率の根拠は何かについて。

それから、値上げの倍率8倍、今山岡議員からも質問ありましたけれども、近隣の状況を把

握しているという答弁でありましたので、具体的に把握してあるものがありましたら紹介をいただきたいと思います。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

まず1点目の、なぜ値上げを行うのかということですが、昨年度の使用料の見直しにおきまして、使用料を据え置く方針とした一方、市外の方の利用に係る使用料倍率において今年度調査・検討をいたしました。公共施設の経費は市税をはじめとする財源で賄われており、受益者負担の原則などから市外利用者の使用料について見直しを行ったものでございます。

2点目の値上げの倍率の根拠でございますが、先ほども申し上げましたように近隣の自治体の状況など、施設の利用率への著しい影響のない範囲内で倍率を設定しております。

各近隣の自治体の8倍の関係は、生涯学習課長のほうから答弁いたします。

○生涯学習課長（石田泰弘君）

ただいまの倍率のお話でございますが、いろいろ各市町村、多種多様なんですが、10倍とかそういったところもあったりして、2倍、3倍、10倍とか各種ありました。その中で、我々の中では8倍というのが妥当と考えて、施設等も検討しまして、8倍にさせていただきました。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

8倍でも驚くんですけども、10倍というところもあるということですが、具体的に10倍というのはどんどころが、どこの自治体でどんな施設でそんな数字が出ているのか紹介いただきたいと思います。

○生涯学習課長（石田泰弘君）

近隣でいきますと、例えば清須市のほうで10倍という施設がございます。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第40号と41号についてお伺いをしたいと思います。

見直しの理由なんですけれども、先ほどのコミュニティセンターについては、市外のほとんどのところで市外の人を利用できないような状況になっているということで、理由がよく分かったんですけれども、こちらの公民館と文化会館については、検討して、どういう結果であれば値上げが必要なのか、必要ないのか、無条件に値上げをするんだということで取り組まれたのか、その点確認をしたいと思います。

それからあと、市外の者というところでもう一度同じ質問なんですけれども、こちらの公民館とか文化会館においても、半数以上が市外の人であれば市外の者というふうに判断をする規則なり条例になっているのか、そこら辺をちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、公民館とこの文化会館において、料金改正を伴う利用者の利用状況と収益がどれくらい上がるのか、その見込みについてお伺いをしたいと思います。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

まず1点目の見直しの理由でございますが、先ほど申し上げましたように、今年度調査・検討をしたものでございます。これにつきましては見直し方針がございまして、平成29年度から参加者の実績決算に基づいて令和2年度に見直しを検討した結果でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の市外の者の定義でございますが、これにつきましては当該施設において市内の在住・在勤者以外の方々が利用者の半数以上を占める場合が市外の者というふうに取り扱うこととなっております。

3点目の料金改正を伴う利用者と利用状況、収益でございますが、令和元年度、2年度の2か年の利用状況から、利用に関しては影響はほぼないものと考えております。永和公民館につきましては、ほぼ市内の方の利用でございますので、利用状況、収益について影響はほとんどないと考えております。佐織公民館につきましては、市外団体の利用状況は定着した活動が多く、利用には大きく影響がないものと考えます。収益につきましては、ホール利用の頻度によって変動しますが、約10万円程度の収益増が見込まれております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

先ほど平成29年度からの3年間の実績を見て、その結果により判断をしたということですが、これは結局、収益等にも影響がないものも、これ公民館のほうでしたっけ、文化会館のほうでしたか、公民館のほうがあるというお話なんですけれども、そういった結果であろうが、無条件にこういった条例改正をするということでも動かれたのか、再度その辺確認をしたいと思ひます。

それからあと、文化会館のほうですけれども、収益が10万円程度見込まれるというお話です。この文化会館というのは、この企業とかなんかに御利用をさせていただくために公民館から文化会館に目的を変えた経緯があるんですね、合併後に。それで、この文化会館に変えたことによって収益がどれぐらい増えて、また10万円増えるということなんですけれども、今利用状況を私は聞いているわけなので、幾らから10万円増えるのか、その点ちょっと確認をさせていただきますと思ひます。

○教育部長（三輪進一郎君）

まず、先ほど申し上げたのは公民館のほうの収益増でございまして、そちらは10万円ということで、吉川議員がただいま言われているのは文化会館のほうでございませうかね。文化会館のほうは、こちらのほうも市外団体は定着した事業の利用が多いということで、収益につきましては利用頻度によって多少違うんですけれども、70万円程度の増収が見込まれる、文化会館のほうですね。

○6番（吉川三津子君）

幾らからと聞いている。

○教育部長（三輪進一郎君）

そういうことでございます。

1点目のことにつきましては、企画政策部長、よろしくお願いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

先ほど教育部長のほうからもありましたように、今回使用料の見直しのほうをさせていただきました。29、30、元年の3か年について2年で見直したということでございます。こちらにつきまして、当然このコロナ禍もありまして、利用が大分少なかったところもありますが、やっぱりちょっと上げないかなかなという感じもあったんですけども、取りあえず据置きということで市内料金のほうを見直しさせていただいております。それに伴いまして、当然市外料金のほうもやっぱり見直す必要があるということもございまして、使用料を据え置く一方、やっぱりそちらのほうもということで、こちらにつきまして、倍率のほうにつきまして、近隣の他市の状況とか比較・検討させていただいた結果、あとそれで運営がしていけるかどうかというところも見させていただいた結果として今回の倍率を設定ということで、各担当課のほうでさせていただいたということでございます。以上です。

○市長（日永貴章君）

若干補足させていただきますと、倍率に皆さん目が行きがちなんですけど、そもそも愛西市とほかの自治体の基本的な料金設定と、あと施設の状況、どのような施設、また駐車場等も全てを加味して、愛西市としては幾らの設定をするのかということ十分に我々としては検討して、今回の条例改正をお願いしているものでございます。ただ単に倍率だけ捉えられますと、非常に大きな負担をお願いしなければなりませんけれども、今現状でいくと、他市と比較してもむちゃくちゃ高額な負担をお願いするものではないんではないかと。あと収益を、例えば文化会館ですと、営利を目的として使用される方々は当然使用料安いところで設定をしていただければ、その分たくさん安い利用料で使って、あと企業としてもメリットは出ると思いますけれども、それを愛西市としてはやはり若干、もう少し負担をお願いしたいということでございますので、御理解いただきたいなというふうに思っております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

議長、1点だけ答弁漏れがあるのでよろしいでしょうか。

先ほどちょっと文化会館のほうの現状が幾らぐらいの収益があって、今改正対象のところですね、それが70万円増収するというところで、何が、どこの部分が、幾らが70万円増収するのか、ちょっと教えていただきたいです。

○教育部長（三輪進一郎君）

文化会館でございますが、おおむね70万ということでございまして、実績で申し上げますと、令和元年におきましては、市外の利用のところ一般の利用者が73万円ほどでございまして、新倍率になりますと97万ほど。営利を目的とした利用でございまして、利用料が126万のところ新倍率で202万ほど。あと、差引きで申し上げますと、令和元年におきましては107万ほどが増収となるということでございます。利用料といたしましては、470万ほどが新倍率だと570万ほどになるということで、107万ほどが増収になる。ちょっと差引き間違っておるか分からんものですから、よろしくお願いします。

あと、令和2年につきましては、こちらにつきましては市内は変わらずで、市外のほうで申し上げます。細かい数字が出ておりますので、細かい数字でそれじゃあ申し上げますので、よろしくをお願いします。

一般につきましては50万260円、倍率が高くなりますと66万7,013円。営利を目的とした場合ですけれども、64万2,740円が新倍率ですと102万8,384円。営利を目的とし、入場の制限のある場合ですと6万3,840円が17万240円、差額で申し上げますと65万8,797円ほど増収になるということで、先ほど申し上げた70万というのはおおむねということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（島田 浩君）

もう一名ですけど、ちょっと休憩挟みます。再開を45分、お願いします。

午前10時35分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（島田 浩君）

では、休憩を解きまして、再開いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、私は第42号の愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について確認をいたします。

今までもお話がありましたが、規則であった内容を条例に定めるということについての理由を再度お伺いいたします。

また、規則に定められていて、今回条例に定めるということがありますので、この体育館についても倍率が3倍、11倍、最高は22倍というものもありますので、それぞれの場合についての利用実績、また利用の金額等について確認をさせていただきます。

そして、利用について、市内か市外かということについては、やはりかなり変わってくるかと思えます。また、市外の方が利用していただいて、愛西市に来ていただいて、また愛西市で様々愛西市の業者を利用していただくということも大きなことかと思えますが、各種大会利用について、これについても確認をさせていただきます。特に1点、小・中学校における大会利用についての利用料の扱い、小・中学校については当然、市外の方がたくさん利用するのは間違いありませんので、そういった点では大会の利用についての利用料についてはどのようなになっているか、今までの規則に定められていた内容についての確認をさせていただきます。

続いて、第2条関係で、個人の使用についてということで、今まで個人使用についての利用料に関わる規定がありませんでした。今回、体育館についての個人使用についての利用をつくるということの内容であります。各体育館について、親水公園体育館、また立田体育館、佐織体育館、各体育館について、過去に個人使用をされたということについての人数、またそのうちの市内の方の人数ということをお伺いします。

また、利用料を2倍にすることについては近隣市町と確認をされたのか、どういう理由で2

倍にされるのか確認です。

さらに、近隣市町でも様々利用料を取って、個人利用の、例えば飛島村のプールですとか個人利用についての利用料は取られていると思いますが、他市町の状況について併せて確認をお願いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

質問の順番を変えましたので、よろしくお願ひします。

○教育部長（三輪進一郎君）

まず1点目の規則の内容を条例にということですが、規則よりも条例で整理をすることが適当であると判断し、今回条例改正をするものですが、

2点目ですが、令和2年度の実績といたしまして、市外団体の2倍での利用でございます。こちらのほうを申し上げます。親水公園総合体育館で151回で217万5,220円、立田体育館で26回の利用で9万4,900円、佐織体育館で39回の利用で29万6,760円となっております、体育館の合計で216回、計256万6,880円となっております。

令和2年度におきまして、入場料等を徴収しての使用だとか営利目的での使用といった実績はございませんので、よろしくお願ひいたします。

続きまして3点目ですけれども、海部地区中小学校体育連盟での親水公園総合体育館の利用料につきましては、市内料金の3割減額、その他の体育館は全額免除としております。また、西尾張地区中小学校体育連盟での全ての体育館の利用料につきましては、市内料金の3割減額としております。

続きまして、4点目の各体育館の過去の個人使用の人数と市外的人数でございますが、令和2年度の実績といたしまして、親水公園総合体育館のトレーニングルームにおきまして、1万5,072人のうち市外が4,165人、弓道場では2,076人利用で市外が107人、佐織体育館のトレーニング室で2,167人のうち市外が333人でございます。あと、佐織体育館競技場等で2,845人のうち369人が市外、立田体育館競技場等で401人利用のうち160人が市外の方の利用でございます。

次、5点目が、利用料を2倍にする理由でございます。

受益者負担の原則などから市外利用者には倍率設定が妥当と考え、見直しを行っております。

続きまして、近隣市町の状況でございます。

あま市から申し上げます。大人400円、中学生・高校生・大学生・60歳以上の方が130円、続きまして、弥富市、高校生以上が250円、中学生が120円、続きまして、稲沢市、稲沢市の総合体育館、こちらのほうが500円、祖父江の森が、高校生以上が480円、中学生以下が240円、祖父江町体育館が、高校生以上が120円となっております。以上でございます。

○18番（河合克平君）

確認ですが、今お話がありました倍率で市外の人で収入を得る、入場料を取るという実績がないということについては、これについては、なぜそういった利用がなかったのかということについてはどう思っているのか、1点お伺いをします。

あと、あま市、今、小中学校体育連盟については3割減の負担であるということはお話があ

りましたが、通常、学校行事でありますので無料にすべきかと思うんですが、3割減であるということについての判断の基準は、あれば教えてください。

あと、個人使用についてですが、近隣市町の状況は分かりましたが、近隣市町の状況も市外の人たちの利用については2倍にしているということ、この金額に対して2倍にしているということでもいいのか、この金額が市外の人利用の金額なのか、その確認を教えてください。

また、愛西市の場合は幾らが幾らになるのかというものは、当然条例には載っておりますが、との比較、どのような比較になるのかお伺いをします。

あと、規約の内容を条例に定めることについて、条例に定めたほうが適当だというお話もありました。そういった点では、いいことだという評価をする、評価をするというか、議会にかかるということであれば評価をするところではありますが、これらの利用料については、利用料を値上げするときの基準ということで、全部の経費を平米で割って、使うところの部分について平米掛けるその金額という形で出したということもありましたが、今回、愛西市としては収入を得ると、その分に対して余分に収入を得るということで、その余分に収入を得るのも、たくさんそれなりに得ようということに至っているということがありますが、わざわざ市外の人利用によってもうけんでもいいんじゃないかという、そういう気持ちもあるわけですが、今回、値上げ、利用料から含めて、経費から含めて個人、市外の人に対してたくさんかけたということについて、再度、なぜそのような理由に至ったのかお伺いします。

○教育部長（三輪進一郎君）

ちょっと答弁の順番が異なるかも知れませんが、御了承いただきたいと思います。

まず、市外の利用者の倍率でございますが、これにつきましては、特にトレーニングルーム等、機器等が充実しておるということも考えておまして、そちらのことも考慮しながら倍率のほうをこのような形に設定させていただきました。

あと、海部地区中小学校体育連盟の3割減との話でございます。これにつきましては、基準等とはございませんが、今後、そういった中小体育連盟等の大会につきましては、施設が多いところが高額になっていってしまうという、負担が多くなっていってしまうということがありますので、今後は、その点につきましては協議していきたいというふうに考えております。

あと、その他はスポーツ課長から答弁いたします。よろしく申し上げます。

○スポーツ課長（伊藤義幸君）

まず、市外の料金の2倍につきましては、先ほど部長のほうから答弁させていただいた市町につきましては、これは市内の料金、市外の料金がなくて、全て市内の料金でございます。市外料金を設定している市町につきましては、海部地区についてはございませんが、県内ですと扶桑町やみよし市、豊明市が2倍料金を設定しておるような市町でございます。以上です。

○市長（日永貴章君）

まず、個人利用について若干補足をさせていただきますけれども、そもそも個人利用を体育館等で使用する施設を持っている自治体は、我々の調査ですと、近隣だと、あま市、弥富市、稲沢市ということで、これはトレーニングルームということでございますが、ほかの自治体は

トレーニングルームを併設していないということもございます。そういった意味では、市といたしましては、個人利用についても市内・市外の料金をしっかりと分析をした結果、差をつけて使用をお願いしたいということでございます。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

○18番（河合克平君）

議長、答弁漏れ。

今、最後に質問した内容で、市外の人からもうける必要もないだろうと、どうして分けたのかということについての検討は、近隣市町のお話だったんですが、総経費の中から、どうしても市外の人からもらわないかん理由についての検討をされたのかどうかについて確認をしておりましたので、教えてください。

○企画政策部長（宮川昌和君）

使用料の見直しの観点で、先ほど河合議員のほうからありました使用料の積算に当たりましては、人件費とか物件費とかその辺を勘案しまして、今回、その状況によって確認をさせていただきました。

あくまでもそれは市内利用者のものでございまして、やはり市外の人の利用を考えると、先ほどから何度も出ております受益と負担の公平の原則というところがどうしても出てまいりますので、そちらのほうをどうしても確認をさせていただき、近隣市町の状況も勘案させていただいた結果として、あの倍率という形でお示しをさせていただいております。そちらのほうで、少なくとも市外の方にも御負担をいただくという考え方でやっております。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑もございませんので、これにて質疑を終了いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第43号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第8・議案第43号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

議案第43号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、1点だけ確認のため、よろしく願いいたします。

過去から現在までの立田総合運動場の利用状況と経費、また、現在の利用状況と経費はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

利用状況につきましては、平成23年度には約1万7,000人だったものが、令和2年度には約8,000人と減少傾向となっております。

また、年間の管理経費につきましては、毎年700万から800万円ほどかかっておりまして、令和2年度実績では680万7,260円となっております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、議案第43号の愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、同じような質問をずっとしているわけなんですけれども、ちょっとずうっといろんな議案で聞いてきて、この市外の者というものの定義が私の中ではなかなか整理がつかない状況なんですけれども、今回、このスポーツ施設の設置の条例の中では構成員の10分の7という表現がしてあるんですが、主催をする団体が何かイベントでいろんなところから来たりとか、試合をしたりとか、いろいろされると思うんですけれども、そういった場合、構成する団体が、予約する団体が市内の団体というものに該当すればそれでいいのか、その点ちょっと確認したいです。いろいろ今、全部ずうっと聞いてきて、市外の者の定義がちょっとすっきりしない、あまりがんじがらめにしてはいけないと思うんですけれども、少しその辺の整理させていただきたいと思います。

それからあと、こういった改正によって収益等増の見込みをどれぐらい立てていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

市外の者の定義でございますが、その登録団体の構成員の10分の3を超える者が市外に住所を有する場合となります。

あと、収益の関係は、今回この料金改正は、このスポーツ施設の場合はございませんので、収益の増減はございませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○6番（吉川三津子君）

さっき、この市内の団体ということで10分の7というものは分かっているんですけれども、いろいろ行事をした場合、市内の団体が予約とか何かをすれば、それは市内の団体の使用料として認められていくのか、その辺って今どうなっているのかお聞きをしたいなというふうに思います。

○スポーツ課長（伊藤義幸君）

市内の扱いにするかどうかにつきましては、対戦相手が、運用上、同数程度、同じチームを引っ張ってくる程度であれば市内として扱っていただくんですが、あまりにも多いというか、倍を超えるようなものは市外というような運用上の扱いをさせていただいております。以上です。

○市長（日永貴章君）

大会の主催の冠や、また後援等によって団体の使用料に対する取扱いは変わってくると私は考えております。当然、主催団体、また後援が市、また教育委員会等の後援があったり、またその大会がどのような大会で運営されるのか、また練習なのか大会なのか、様々な要因によって使用料は当然設定は変わってまいりますので、今議員もおっしゃられましたけれども、一概にこうだというルールが決められないというのが実態でございますけれども、基本的に、通常の活動で使用していただく場合は、団体におきましては10分の7を市民の方々に構成されている団体については市内団体として、またスポーツ協会等に加盟している団体についてもそういった考慮をしながら使用料を市内として確認をさせていただくということでございますので、なかなか一律にこういった場合はこうだということが決められないという状況でございますので、各団体についてはしっかりスポーツ課等と相談をしていただいで、確認をして使用していただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

ありがとうございます。

では、議案第43号の愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問をいたしますが、規則の内容を条例に定める理由については、ずっとこの間、聞いてきておりますのでいいんですが、それはいいんですが、1つ、条例に定める今回、各倍率の利用実績と利用状況、利用収入等について、これは条例に定めることになりましたので、実績で構いませんので教えてください。

また、各種大会利用について、特に小・中学校の大会利用については、今、体育館の施設の設置及び管理の条例に係るところでお答えいただいたんですが、そのとおりでいいのか、同様であるということであるか、その確認をお願いします。

あと、もう一点、立田総合運動場についてですが、何度も説明も受けておりますが、再度の確認ですが、立田総合運動場に関して、この立田運動場を削除する理由についてお伺いをします。過去の実績や過去の管理費用についても質問させていただいておりましたが、今、質問回答がありましたので割愛をします。

また、最後に、立田総合運動場についてですが、実際、今8,000人の方が利用があるということもお話がありました。その利用者の方の意見について、どのように確認をしてどのように了承をしているのか、またその人たちについては今後利用ができないのか、利用できるのか、そのことについても併せてお答えください。

○教育部長（三輪進一郎君）

まず1点目ですけれども、令和2年度の実績で申し上げます。

市外団体の2倍での利用でございます。親水公園総合運動場で110回の61万2,800円、佐屋総合運動場で4回の3万9,500円、佐屋スポーツセンターで6回の3万3,740円、立田総合運動場で36回の5万620円、佐織総合運動場で16回の3万6,960円となっております。合計で172回



の77万3,620円となっております。八開運動場につきましては、市外団体の使用実績がございませんので、よろしくお願いします。

なお、令和2年度には、入場料を徴収しての使用だとか営利目的の使用の実績はございません。よろしくお願いします。

続きまして、小・中学校のその大会の利用の扱いですけど、若干違いまして、海部地区中小学校体育連盟での屋外施設の利用は全額免除、西尾張地区中小学校体育連盟での利用料は市内料金の3割減額となっております。

続きまして、立田総合運動場の名称削除の理由でございますが、行政財産の用途を廃止し普通財産とするためでございます。

最後の、利用者の意見でございますが、市スポーツ団体からは、地域への還元事業をできる限り増やしてほしいなどの意見がございました。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

では、この立田総合運動場については、普通財産への変更ということですが、普通財産に変更しなければならない理由を教えてください。

また、市スポーツ団体についてですが、先ほども申し上げましたが、全く使えなくなるのか、今後、何かの状況で使えるようになっていくのか、普通財産を新たに利用するとき、利用者は使えるようになっていくのか、全く使えなくなるのか、その点についても併せてお答えください。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

普通財産にする理由でございますが、現在、仮協定中でございますが、愛知県サッカー協会が今後、管理・運営するために行政財産から普通財産とするものでございます。

2点目の、利用ができなくなるかということでございますが、利用は可能だというふうに伺っております。以上でございます。

#### ○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を集結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第44号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第9・議案第44号：愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

議案第44号：愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正について質問させていただきます

す。

医療費の支給についてですが、自立支援医療費受給者の医療費を全額現物支給とした理由、また、影響する人数と金額はどれぐらいになるのか、お願いいたします。

現在、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る医療費の支給対象を、精神障害の治療にかかるもの以外にも適用されている理由、また、精神障害者保健福祉手帳所持者に対しどのような支援があるのか、例えば割引や無償サービスなどがあれば教えてください。

3点目として、今回の改正において精神障害者保健福祉手帳3級所持者に係る医療費の支給対象を精神障害の治療にかかるものとする事による影響する人数と金額もお願いいたします。以上です。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目でございます。

愛知県の医療費分析によりますと、25歳から59歳までの全ての年齢層において精神疾患の治療が上位1位となっており、この働く年齢階層の自己負担2分の1の償還払いを全額現物給付にすることは、医療費の一時的な立替払いと償還払いの申請手続がなくなるため、自立支援医療費受給者の負担軽減になるものと考えたからでございます。

また、影響を受ける人数につきましては、11月30日時点で711人、影響額は450万円を見込んでおります。

2点目でございますが、全疾病を支給対象としている理由につきましては、合併調整によるものと考えます。

次に、精神障害者保健福祉手帳所持者の支援施策として、愛西市独自では、愛西市在宅障害者扶助料、愛西市障害者等の福祉タクシー料金助成、また、県や国の支援を含めますと、携帯電話料金の割引、またNHK受信料の免除、所得税及び県・市民税の軽減などがございます。

続きまして、3点目の影響を受ける人数でございますが、11月30日時点で158人でございます。精神疾病の治療にかかる医療費のみの影響額は不明でございます。以上でございます。

○8番（近藤 武君）

それでは、1点、再質問させていただきます。

精神障害者保健福祉手帳3級所持者に係る改正の施行期日を令和6年4月1日とした理由をお聞かせください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

精神障害者保健福祉手帳の有効期限が2年間であり、御理解いただく期間として2年後の令和6年4月としたものでございます。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

近藤議員と質問が重複しておりますので調整しながら質問したいと思いますが、精神障害者保健福祉手帳3級所持者に係る医療費の現物支給についてですけれども、これは711人が対象

になるということでしたが、対象者から現物支給にしてくれという意見・要望はあったのかどうかについてお尋ねをいたします。

それからあと、この精神障害者の医療費を現物支給についてですね、それから次に、福祉手帳3級所持者に係る部分で、精神障害だけに限定してくるわけですがけれども、この158人ということですが、この影響額が出ない理由がちょっと分からないんですけれども、これは新たな自己負担になってくるので、これはやっぱり引き続き現在の制度を続けてほしいというのが当事者の意見だと思いますけれども、影響額がなぜ出ないのかについてお尋ねをいたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目の、現物給付とした要望があったかどうかということについては、要望としては聞いてはおりません。

先ほどの、影響額が不明と言ったのは、精神疾患の治療にかかる医療費のみの影響額については割り出しができないということの答弁でございます。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

精神障害者保健福祉手帳3級の精神障害の治療のみにするというので、その他の医療費については自己負担になっていくということですが、その金額は分かるんですか。

○保険年金課長（橋本 創君）

およそ1,720万円を見込んでおります。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

議案第44号：愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正について、3点質問をさせていただきます。

まず、精神障害者医療費支給における愛西市の現状と、愛知県のほかの自治体の現状について教えてください。

続いて、今回の改正によって令和4年4月1日から精神障害者保健福祉手帳の1級及び2級の所持者であっても自立支援医療受給者証の交付を受けていない場合について、全疾患の医療費助成が受けられないことになるのかをお尋ねいたします。

最後に、令和4年4月1日から自立支援医療受給者における精神疾患の通院と入院ともに窓口負担は無料となるのかをお尋ねいたします。以上です。

○保険福祉部長（小林徹男君）

3点について、お答えさせていただきます。

まず1点目でございます。

愛西市は、精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの所持者に対して、外科・歯科などの全疾病に係る医療費の自己負担全額を助成しております。愛知県内では、清須市、豊山町及び飛島村が、本市と同様に全疾病の医療費の全額を単独扶助しております。

その他には、3級の所持者を対象に条件をつけている自治体は、岡崎市が通院は3級かつ自

立支援、大府市は非課税者、豊明市は入院の2分の1を償還払いとした条件を設けて医療費の助成をしております。

2点目でございますが、これまでも精神障害者保健福祉手帳所持者に対し自立支援受給者証の交付申請を求めておりましたが、根拠を明確にするため条例で規定し、2年間の経過措置を設けて申請を促していくものでございます。

3点目でございますが、令和4年4月1日以降に精神障害の治療のため医療機関を受診した場合は、窓口で精神障害者医療費受給者証を提示していただくことにより自己負担が無料となります。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第45号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第10・議案第45号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第45号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問します。

これも、これまでの質問と同じですけれども、1つは条例に定める理由の確認と、利用料の値上げ等がないかについての確認をしたいと思います。

○保険福祉部長（小林徹男君）

理由につきましては、使用料に関する地方自治法の規定の趣旨を踏まえ、要綱よりも条例で整理することが適当であると判断し、今回、条例改正をするものでございます。

なお、使用料の値上げはしておりません。以上でございます。

○17番（真野和久君）

この使用料に関して、市内150円、市外350円とありますが、これに関しては、医療保険の適用とか健康保険の適用とかというものはあるんですか。それとも、それはもう実費として取るんですか。

○保険年金課長（橋本 創君）

保険の適用はございません。実費相当の費用でございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第46号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第11・議案第46号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第46号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正について、2点ほど御質問させていただきます。

議案の資料に一部改正の概要ということで、改正の理由の中に、農地を守り農業を発展させるための諸施策に取り組むとありますが、現在どのような施策に取り組んでみえるのか、お尋ねいたします。

次に、改正内容に規則で定める基準とあるが、この一部条例改正について、どのような基準があるのかお尋ねいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

1点目の、農地を守り農業を発展させる施策ですが、本市では、農業基盤整備で地盤沈下対策事業、湛水防除事業等を行っております。

また、農業振興事業として農地集積協力金交付事業があり、中間管理機構を通して優良な農地を確保・保全するとともに、担い手農家への利用集積を図ることで農地の有効利用を進めております。ほかにも、新たな担い手を支援する新規就農総合支援事業も行っております。

2点目の、規則で定める主な基準ですけれども、道路、排水施設、保管方法、環境保全に関するものとなります。以上です。

○14番（山岡幹雄君）

具体的に、地盤沈下とかそれぞれ農地を管理するのは分かるんですけど、現状を見ると、遊休農地とか耕作放棄地、現状、愛西市にはないように見えるんですけど、相続されて、そういう農地があるわけですが、そのほうの農地を守り農業を発展させるということであるんですけど、もうちょっと新規就農者も含めて具体的に市が取り組む事業、それだけでいいです、お願いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

今、具体的な農業施策といいますと、先ほども申しましたとおり、新規就農総合支援事業ということで、後継者のほうにも支援のほうをしております。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第46号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

まず最初に、今回の改正で、法令等による土地利用規定が及ばない行為ということで改正の理由に書いてあるんですが、具体的にどんな行為を指しているのか教えていただきたいと思います。

それから、この改正によって、市の手続、それから事前の調査とかいろいろ市の作業的なものがどう変わるのか、教えていただきたい。

それからあと、この改正によって、説明を受ける市民側、何が変わるのか、どんな説明が増えてくるのか、そういった点についてもお伺いをしたいと思います。

○産業建設部長（山田哲司君）

1点目の、法令等による土地利用規制が及ばない行為ですけれども、土地利用規制が及ばない野天作業場等を設置する行為であって、具体的には自動車再利用関連、再生資源物関連、土砂の一時堆積、資材置場等が該当いたします。

次に、市民の市の手続はどう変わるかですけれども、今回の条例改正は、事業者による行為が市の基準を満たすものであることを事業者から申告させることとしたもので、条例に係る地域住民の方に対する事業者からの周知及び意見聴取の方法には変わりございません。

次に、市民への影響ですけれども、今回の改正によって野天作業場等を設置する行為等についても事業者は事前にその計画を地元で周知することになりますので、情報が伝わる機会が増えるものと考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

第5条の中で、改正前のほうは産業廃棄物処理施設の設置等の条例、紛争関係の条例のことがちょっと書かれているんですけれども、この土地開発行為等の周知に関する条例との関係で何らか変わったのか、産廃処理法との関係でこういった設置許可なんか要らないものも出てきてしまうので、そういったものを補完する意味で今回の改正がされているのか、1点伺いたいと思います。

それからあと、先ほど、野天作業による自動車の再利用等のことが言われたんですが、これ多分、町方町でもこの野天の車の解体等が計画があると思うんですが、こういった事例にぶつかって、何らかの課題を感じて、排水等についても全く留意されていないというようなこともあったんですが、何らかこの野天作業のこういった事前説明の中で課題があってこの条例改正に至っているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それからあと、市のほうが事前に内容等を知るといふか、調査するといふか、基準を満たしているかとか、そんなところをしていくことがしっかりと明記されているわけなんですけど、そういった基準を満たしているかどうかの知識を職員たちが十分持つ必要があるんですが、その点はどのような体制で今後やられていくのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、この改正というものが4月1日からの改正になっているわけなんです。

ミングというものが、よくこういった改正だと駆け込みとかいろいろ問題が起きるわけなんです、説明会の開催日付で旧の条例適用にするのか、新しい条例適用にするのか、大変微妙な話なんです、いつも産廃処理法が変わったりなんかすると、もう駆け込みでばんばかばんばかと申請が出たりするわけなんです、その辺、この改正の4月1日は何をもってラインを引かれるのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○都市計画課長（浅野浩司君）

まず、5条の産業廃棄物の周知に関する条例については、産業廃棄物の処理の周知に関する条例のほうで整理をさせていただくということから条文上の整理をこのようにさせていただいているというものであります。ですので、産業廃棄物の取扱いが変わったかというわけではございません。

続いて、2つ目でございますが、改正に至った課題等でございますが、当然このような野天作業場という作業行為については、近年大変増えてきております。そういった課題などから、早急に対応すべきと判断をしたものであります。

あと、3点目の、基準の職員がしっかり知識を持って判断できるかということでございますが、規則の中で技術基準を定めております。その中で、どの職員が同じような判断をできるような基準を設けておりますので、それに倣って指導等、必要な内容・審査、こういったものをしていくという形になります。

4点目でございますが、4月1日の施行についてでございますが、これはこの12月議会でお認めいただければ、3月31日までを周知の期間というふうに考えております。ですので、4月1日から新たにこの条例の改正の内容を施行していくということを考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

議長、ちょっと答弁漏れでありますので、4月1日、どう判断するのか、相談があった日にちなのか、説明会を開催するのが3月なのか、4月なのか、この適用はどのラインで判断しますとかということをお聞きしたんですね。よろしいでしょうか。

○都市計画課長（浅野浩司君）

この周知条例の対象になる届出の、その申請が4月1日であるかどうか、その判断で行っていきます。

○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第46号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正について確認をさせていただきます。

吉川さん、山岡さんからありましたが、質問の内容をもう一度確認も含めてさせていただきますので、お願いします。

まず、今回の改正に至った理由について確認をさせていただきます。大きいものから小さいものまで含めて入れたということもありますので、なぜ確認をされたのか。また、今回周知がされ

なくて問題があったのか、何かそういった問題があったので、そういった事例があれば、問題があった事例があれば、併せてその事例が理由になる場合もありますので、事例があれば教えてください。

続いて、改正の内容についてですが、第1条の目的についての改正内容で、新たに変わっているのは開発行為の計画についてということですが、新たには事業者が計画する開発行為についてということで、事業者が計画する開発行為についてという文言があります。そういった点では、過去においてこの開発行為等という言葉だけでは足らなかったのかなあというふうに感じたんですが、過去に当該事業者でないものについて何か周知をしたことがあるのかということについて確認をさせてください。

続いて、第5条の意見聴取についてですが、第1項で法令の規定により申請許可等を要する開発行為を行う、または当該申請前に規則で定める行為を行う場合ということですが、それぞれの具体例がもしあれば教えていただきたいと思います。今までにない内容ですので、お伺いします。

続いて、第5条に、技術の申請や審査の具体的な内容について特に規定はありませんので、その内容について教えてください。また、助言や指導についての規定もありますが、その具体的な内容について確認をします。

続いて、第6条の適用除外についてですが、適用除外となるものについて具体的な開発行為というものはどういったものになるのか、先ほど山岡議員への答弁もありましたが、確認のためもう一度教えてください。

続いて、第7条、勧告について、市長が勧告ができますということでお話がありますが、勧告によって、これは開発行為を止めることが可能なかどうか、そのことについて1点確認をお願いします。

以上、よろしく申し上げます。

○産業建設部長（山田哲司君）

まず1点目の、今回の改正に至った理由ですけれども、野天作業場等の設置が近年増加しており、中には周辺の生活環境に影響を及ぼしかねない事例も見受けられます。こうしたケースに適切に対応するため、法の規制が及ばない行為等について基準を設けることで農地を保全するとともに、市民の生活環境の維持を図っていくものです。

次に、周知されなく問題となった事例はどのことですが、これまで野天作業場等へ変更するケースに対して地域住民から安全対策や道路施設への影響など心配する御意見をいただいた事例はございます。

次に、過去の当該事業者でないものが周知したのかとのことですが、当該事業者でないものが本条例に基づく周知を行った事例はございません。

次に、法令の規定と規則で定める行為のそれぞれの具体例ということですが、法令の規定については、許可申請等を要する行為を指します。規則で定める行為につきましては、自動車再利用関連、再生資源物関連、土砂の一時堆積、資材置場となります。

次に、技術基準の申請・審査の具体的な内容ですけれども、主に、道路、排水、保管方法、環境保全に関する施設の構造や安全面に配慮した技術的な基準となります。規則で定める行為を計画する事業者は、技術基準に適合する行為であることを市へ申し出る必要がございます。

次に、助言・指導の具体的な内容ですけれども、技術基準を満たしていないと市が判断した場合、事業者に対して事業計画などの是正を求めます。

次に、適用除外となる具体的な開発行為ですけれども、1,000平方メートル未満の開発行為のほか、既存建築物の増改築、災害時の応急仮設住宅の設置等やその他市長が認める土地利用上、支障がない行為となります。また、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例の適用を受けるものも対象となります。

次に、勧告により開発行為を止めることは可能かとのことですけれども、本市が事業者に対し是正を求める勧告をした場合であっても、その行為を強制的に止めることはできませんが、勧告の内容に従うよう地域住民の方々からの御意見と併せて粘り強く指導していくことが必要となります。以上です。

○18番（河合克平君）

今、結構隣の近隣市町では、弥富市において金魚池が山のようにおるとい問題もあるようですが、そういったことが事前に止めることができると、また状況をそうならないようなことができるためにこの条例を改正したほうがその辺は止められるのではないかという判断があったのではないかというふうに思ったんですが、そういう弥富市において山のようになるということを差し止めることが、改善をさせることができるのかどうかについて、1点、できるんだと思いますが、できるかどうかを教えてください。

あと、第5条の技術基準の申請ということで、様々な技術基準があるということですが、その審査について、例えば一旦出してもらったものを審査して、審査についての判断については規則で定めるというお話もありましたが、審査について、どのような機関でその審査を行っているのか、具体的な内容があればお伺いをします。

あと、1,000平米未満の、1反未満のものについてもしなければならないということがありますので、そのような開発行為が行われる前に住民説明について行っていくということですが、それは総代に行えば事足りるものなのか、やはり地域住民全てに周知をしていくのか、その辺について、確認ですが、もう一度お答えください。お願いします。以上です。

○都市計画課長（浅野浩司君）

まず1点目でございますが、規則で定める行為については、音や振動等、限られた法規制による指導に限定してきておりましたが、これまで根拠なく指導することが難しかった行為については技術基準に基づく指導が可能になると考えておりますけど、また、今後、この条例で事前に止めることができるかということについては、やはりこの条例の性質上、完全に止めることは難しいと考えております。

ですので、どのような課題が出てきたかによって、そういった評価であるとか検証であるとか、こういった行為を必要に応じて見直していくということが必要かと考えております。

次に、審査に関することですが、まず技術基準では、先ほどお話しさせていただいたように、道路であるとか、排水であるとか、資源物の保管、こういったことが審査の対象になります。そのために、その内容に応じて環境課でありますとか土木課、こういった関係各課と連携を図りながら事業者へ必要な対応をしてきたいというふうに考えております。

審査判断については、そのような関係各課で行うということで考えております。

あと、3点目ですが、周知の範囲といいますか、地元代表者によるものか、住民どこまでということですが、基本的に、その行為の内容について事前に総代さんのほうへお知らせすることになります。地元代表者である方、総代さんについては、その事業内容からどこまでその住民等へ周知をしたらいいかということ、方法も含めて判断していただくということになると思っています。以上です。

○18番（河合克平君）

議長、1つだけ。1つ、答弁漏れというのか、答弁漏れ。

弥富市の金魚池の問題を規制できるかという話もしたと思うんですが、それはどういうふうになりますか。

○産業建設部長（山田哲司君）

規則で定めたものであれば、それによって指導することは可能だと思っております。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開を12時45分、お願いいたします。

午前11時49分 休憩

午後0時45分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第47号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第12・議案第47号：愛西市文化会館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第47号：愛西市文化会館の指定管理者の指定について質問を行います。

今回の指定管理に関してですけれども、現在のホームックスと同時にもう一社の応募があったという話ですが、今回ホームックスのほうは選定結果としては630点という話でしたが、も

う一社についてはどの程度の点数を取ったのかというのを教えてください。

それから、今回の新たな指定管理における募集時の契約金額の上限が幾らぐらいで、それに対して何%で指定管理が選定されたのかということも教えてください。

それから、あと具体的な審査結果について、要望項目が幾つもそれぞれ書いてありますけれども、今般の愛西市の文化会館は避難所としての指定というのも、自主避難先等のやはり避難の問題もありますので、そうした災害時にどういった形の運営をしていくのかということが会館のほうからの話があったのか。管理運営の審査の中で、そうしたことに対する審査とか評価というのがあったのかについて教えてください。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

まず1点目でございますが、もう一社の点数ですが、612.25点でございます。

2点目、契約金額の上限額ですけれども、1億9,022万1,000円でございます。パーセントは98.57%でございます。

3点目でございますが、業務の仕様書の中で、災害時等の避難所等の対応につきましては、愛西市防災計画の定めるところにより、協力する業務を記載しており、公募説明会におきましては、市からの指示がなくても行動するように説明をいたしました。提案では、全スタッフが同じ認識で対応することができるように緊急対応マニュアルを作成し、地震や災害などの項目ごとに作成しました。フローチャートは分かりやすいとの意見がございました。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

あと、ほかにもいろいろと今回のホームックスに関しては選定理由が書いてありますが、この総括の理由の中でも、例えばデジタルサイネージとかいろいろありますけれども、そうした文化会館のデジタル化とかそうしたことに関する提案とかというのに関しては、愛西市のほうでもWi-Fi等の検討もされていますが、そうしたことに対する調整とかというのは行われるのでしょうか。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

今回提案で、デジタルサイネージにつきましては積極的に導入したいという話でございます。Wi-Fiにつきましては、現在全庁的などところで判断するというところで、今回Wi-Fiの設置については話は出ておりません。以上です。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○16番（加藤敏彦君）

同じく、議案第47号：愛西市文化会館の指定管理者の指定について、2点ほどお尋ねいたします。

費用の問題ですけれども、直営の場合と指定管理の費用の違いについてお尋ねをいたします。

それから次に、指定管理の場合に物品費、人件費、利益、それぞれあると思いますけれども、その割合はどのくらいなのかお尋ねをいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

まず1点目でございますが、単純に比較はできませんが、経費で比較いたしますと、直営時5年ですけれども、平均経費は約5,200万円、指定管理の経費といたしましては約4,300万円を計上してございます。

次の2点目でございます。

支出での市の積算といたしましては、人件費が約55%、管理費約44%、事業費が約1%でございます。利益につきましては予算の段階では見込めませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

経費5年、5,200万円と4,300万円です。これは年間経費ということでよろしいでしょうか。

それから、物品費、人件費、利益の割合ということでありますが、やっぱり民間企業でありますと利益が出なければ株主等に責任を負えないということで、利益部分があると思えますけれども、そこら辺についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○教育部長（三輪進一郎君）

先ほどの1番目の質問での金額は、年間の金額を平均で申し上げたということで、年間でございます。

2点目の利益でございますが、この予算の段階では見込めないというか、こちらではちょっと分からないという答弁をいたしました。令和2年度の実績では、25万ほどの利益が発生しております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第47号：愛西市文化会館の指定管理者の指定について、数点質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど真野議員のほうに、得点ということで630点、もう一社が612.25点とかなり近い評価がされたわけなんですけど、この2団体の評価の違いというか、そこら辺をちょっと説明をいただきたいと思えます。

それから、4ページのところに総括理由として、新たな取組、新しい発想を高く評価しましたということで、お笑い公演とかデジタルサイネージ導入というのが書かれているわけですが、こういったもののほかにどのような新しい取組の提案があったのか教えていただきたいと思えます。

それからあと、各配点があるわけなんですけど、できればこの配点、具体的に何点だったのか教えていただきたいと思えます。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

まず公募者2団体への評価の違いでございますが、公募者2団体からは、各社の実績を通して得た知見に基づいた提案がなされました。提案に当たり、人員配置などの安全に配慮した勤

務体制や清掃業務や樹木剪定の自社施工、あとLED照明交換による電気料金の抑制など、経費削減のための方策を講じ、指定管理料を安価に設定した点を評価いたしました。

2点目の新たな取組でございますが、自主事業の中では幅広い年代で楽しめる公演会や、市民も参加できるようなワークショップの企画、あと音楽というキーワードにプロの音楽家によるライブの企画なども提案されました。

3点目の各配点に対する得点でございますが、配点は第一次審査で70点、第二次審査が90点となります。個々の得点につきましては、ここでは御答弁控えますが、合計得点といたしましては優先交渉権者が630点で、次点交渉権者が先ほど申し上げた612.25点でございます。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

できれば本当に点数を教えてもらわないと、どこが優れていたのか分からないので、もう一度お答えできないのかちょっと質問させていただきます。

それから、先ほど収益については予算の段階では分からないよとおっしゃいました。もちろんやっぱり収益は上げてもらわないといけないと思うんですが、収益が出そうな事業、どういったところから収益が出るのか。多分このお笑いの何とかかんとかという行事は入場料を取ってやるとか、何らかのそういう自主事業なりそういったものをしていないと収益が上がらないはずなんですが、どういったものからこの業者さん、ホームックスは収益が上がるのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

それからあと、この2団体の大きくここが違うなと市のほうとして感じたところ、そこをもうちょっと分かりやすく教えていただきたいと思います。ここが大きく違うというところ。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

まず各配点の得点のところでございますが、項目で申し上げますと、高評価であった項目は、文化会館の管理運営に関する基本的な考え方など8項目の観点から評価が実施されました。今回、その中で管理及び運営における業務・サービスについてと事業収支計画について、優先交渉権者が高評価を得ました。

続きまして、収益が出る事業でございますが、自主事業でございますが、具体的には楽しめる公演というところで吉本興業であったり、今私が把握しているところではそういった自主事業が計画され、収益が出ると見込まれるところがございます。

次に3点目でございますが、特段優れた点でございますけれども、情報発信やPR方策におきましては、先ほど申し上げたデジタルサイネージを導入するなど動画といったコンテンツを利用しての情報発信を行ったり、SNSとかそういったことが使えない世代の方への工夫ということで、市民の方が多く足を運んだりする近隣のスーパーや喫茶店などにそのイベントのチラシを設置するとか、そういったところも高評価であり、新たな取組であったというふうに判断しております。以上でございます。

#### ○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第48号から日程第15・議案第50号まで（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第13・議案第48号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてから日程第15・議案第50号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第48号から50号について質問いたします。

1つ目には、選定委員の基準で学識経験者はいないのかについてお尋ねをいたします。

それから、質問2ですけれども、各処理施設の審査項目の点数ですね、減点の点数でもいいですし、得点の点数もいいですけど、点数を伺いたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず1点目の選定委員の基準につきましてですが、農業集落排水処理施設等指定管理者選定委員会設置要綱第3条第1号に、当該施設の運営等に関して知識を有する者と定めております。経営及び下水道事業に精通されている方を委員として選定させていただきました。

続きまして、2点目の審査項目ごとの減点数についてでございます。

各処理施設の審査項目は、5つの評価項目に各100点の配点となっております。

東八幡浄化センターの評価は、ア、施設運営の理念及び基本方針について、18点、イ、地域等との連携について、20点、ウ、事故防止、防犯、防災対策について、18点、エ、施設の維持管理等について、22点、オ、事業収支計画について、12点の減点になります。

次に、西八幡団地浄化センター管理組合の評価について。ア、15点、イ、16点、ウ、18点、エ、20点、オ、8点の減点になります。

最後に、諸桑団地浄化センターの評価。ア、19点、イ、14点、ウ、18点、エ、22点、オ、18点の減点になります。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

今の点数の件ですけれども、オの項目について、諸桑と西八幡の点数差が大きいんですけども、何か理由があるのでしょうか。

○上下水道部長（山田英穂君）

点数の開きといたしましては、各処理施設の経年年数が約20年ほど過ぎております。維持管理に係る業務の継続、各世帯の高齢化が進んでいることの人材確保の不安要素が上げられると捉えております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑においては、補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第52号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第16・議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）について質問します。

1点、お伺いします。

予算書17ページ、18ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料555万5,000円、健康管理システム改修委託料について。概要の中では、健診結果等の様式の標準化整備事業、健診情報連携システム整備事業とあります。それぞれの事業について、内容と必要性をお伺いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

それぞれの事業についての内容と必要性についてですが、健診結果等の様式の標準化整備事業は、健診結果等について標準的な磁気記録の形式により受け取れるようにするためのシステム改修です。健診情報連携システム整備事業は、健診情報についてマイナポータルでの閲覧や自治体間での情報連携を開始するためのシステム改修です。

必要性については、電子化した情報について転居時に自治体間で引き継がれる仕組みや生涯にわたる健康情報を一元的に管理するために必要な事業で、令和4年6月から連携開始が想定されており、今年度の事業実施分が国の補助対象となるためです。以上でございます。

○4番（竹村仁司君）

本市も健康長寿を掲げているわけですが、このシステム改修が本市の予防事業、健康づくりに対してどのような効果があるのかお伺いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

今後、医療・介護の現場での活用や個人自らの健康管理や予防行動につながることを期待されます。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、3点質問します。

予算書16ページですが、3款2項2目18節の施設型給付費4,345万円、それからあと保育対策総合支援事業費としての654万2,000円が今回補正がされているわけですけれども、施設型給付費のほうでどの施設でどのぐらいの園児が増えているのか、その辺そういったところと、それからあと保育対策総合支援事業費でも、その中の中身について分かったら教えてください。

それから、先ほど竹村議員からもありましたが、18ページの4款1項2目12節の健康管理システム改修委託料555万5,000円に関してですけれども、先ほど一応説明がありましたが、この健診情報の連携システム、自治体間という話ですけれども、この自治体間に具体的にどのような内容をどういう形で連携していくのか、それについてお尋ねをしたいと思います。

それから23ページ、最後ですが、今回給与明細書の中で職員数が当初よりも5人減っているという御報告がありましたが、その5人減った理由について教えてください。また、その中には新規採用者の辞退があったということがありますけれども、それについての理由が話せれば教えてください。

それからあと、こういう形で当初よりも職員が減っているわけですけれども、それに対する対応、仕事のやりくり等はどうなっているのかについて教えてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

施設型給付費についてですが、施設型給付費は今年10月の園児数の前年対比で全体数で3人の増で、ゼロ歳から2歳児までの数を比較いたしますと、昨年373人に対し、今年は405人となっており、保育単価が高額なゼロ歳から2歳児が増加しております。施設については、保育所が5園中2園、認定こども園が4園中3園となっております。園児数全体の中で低年齢児の割合が増えたことにより、給付費の増大が見込まれ、4,345万円の補正をお願いするものです。

また、保育対策総合支援事業費の内訳として、保育補助者雇上強化事業で556万円、保育体制強化事業で98万2,000円となっております、補正をお願いするものです。以上でございます。

続きまして、健康管理システムの関係です。

健康管理システムの自治体間の連携については、個人の過去の健診記録や健康管理状況が転居時で途切れることなく生涯にわたって一元管理できるようになることから、その個人に特化した予防計画を立てたり、予防行動につなげていくことが可能となります。以上でございます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、給与費明細書のところで、職員数が当初より5人減った理由ということでございます。

こちらにつきましては、会計間の職員数の増減や、あと採用予定者の辞退などによるものでございます。新規採用者の辞退の理由ということでございますが、採用予定者個々の辞退の理由につきましては分かりかねますが、一部の方からは別の採用が決定したためというふうにお聞きしておりました。

あと、減員部分の仕事のやりくりはということでございます。各課における業務改善のほか、会計年度任用職員の配置等によって対処しております。以上です。



### ○17番（真野和久君）

健康管理システムのところですが、健康情報連携、これは自治体間で当然データをやり取りするということですが、このデータの一元化というか、それはそれぞれ個々の人間の個々の市民の情報はそれぞれの市町村が持っている、それを転居したところに持っていかうか流していくというやり方なのか、あるいはどこか、いわゆる政府等にいわゆる一元管理をしてそこから引き出すような形になっていくのか。どういう形でそうした連携が進んでいくのかについて教えてください。

それからあと、職員のほうですけれども、当初よりも5人減員ということですが、採用者の辞退はある意味しょうがないんですけれども、そうでない減員職員の退職に関して、一定その予想ができないのか、どういう点でできないのかということについてお尋ねをしたい。

### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

今回のシステム整備では、自治体中間サーバーに情報を登録することで初めてマイナポータルでの閲覧や自治体間での情報連携が可能となります。以上でございます。

### ○企画政策部長（宮川昌和君）

職員数のことでございます。

確かに新規採用者につきましては、本当に最後の最後まで分からないというのが現状でございます。ただ、今回このような形になったところには、再任用職員やなんかでもフルタイムからパートタイムに変えるとかそういうこと、私どものほうでちょっと想定ができないようなこともございますので、このような形になったということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

### ○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

### ○16番（加藤敏彦君）

議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）ですが、18ページ、3款3項2目19節の生活扶助費326万8,000円の内容の説明をお願いします。

18ページ、4款1項6目10節、修繕料95万8,000円、電気工作物とは具体的にどのようなものかお尋ねをいたします。

20ページ、6款1項3目18節、農地集積協力金交付事業の2,008万1,000円。この対象面積、対象農家数、農地集積後の利用計画はどうなっているかについてお尋ねをいたします。

### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私のほうからは、生活扶助費の増額の件でございます。

4月に生活保護費の基準額の改正があり、一時扶助費のおむつ代について、月の上限額が増額されたこと、また生活保護受給者の高齢化によりおむつの利用者が増えているため、増額となっております。以上でございます。

### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、電気工作物についてでございます。

電柱の電気引込線に設置している開閉器のことです。経年劣化により、事故・停電に至るおそれがあるため、その旨の指摘があったため、今回取替え修繕を行うものです。以上でございます。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

農地集積協力金交付事業の関係でございます。

対象面積は55.78ヘクタールです。貸出し者として130戸となります。集積後の利用につきましては、水稻の作付として利用がされます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

生活扶助費ですけれども、基準額が増額されたということですが、基準額が幾らから幾らに増額されたのか。また、利用者数も増えているのかどうかお尋ねをいたします。

それから、農地集積協力金交付事業ですが、この水稻を、現在の状況と変わらないのか、何が変わるのかについてお尋ねいたします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

まず1点目のおむつ代の単価でございますが、令和2年が2万800円以内、令和3年4月から2万1,200円以内というふうになっております。

あと、おむつ代の件数でございますが、昨年と比較します。昨年の4月から9月分までが312件、今年度の4月から9月分が396件ということで84件増えております。以上でございます。

**○産業振興課長（横井 誠君）**

集積後でございますけど、主に水稻ということでございますが、あと受け手の中でそれ以外のレンコンだったりすることも考えられると思っております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）について、数点質問させていただきたいと思っております。

まず、12ページの総務費、総務管理費、財政管理費のシステム利用等手数料と、それからふるさと応援寄附金支援委託料について、この歳出根拠について、それから契約内容について詳しく教えていただきたいと思います。

それから、14ページの総務費、総務管理費、基金費の公共事業整備基金積立金についてお伺いをしたいと思います。

さきの発達支援センターのところでもこの基金利用の話は少しありましたが、この基金の利用予定、今見えているものがあれば教えていただきたいと思います。

それから、16ページ、民生費、社会福祉総務費、扶助費の住居確保給付費についてお伺いをしたいと思います。

どれぐらいの方がこれを利用されてきたのか。この給付金の利用によって生活の立て直しができたのか。支援と実績についてお伺いをしたいと思います。

また、コロナ対策で、この住居確保給付金というのは期限があるわけなんですけど、この給付制度がなくなったとき、かなりの居住困難者が出るのではないかと思われるんですが、その準備のほうはどのようにしているのかお伺いをしたいと思います。

あと、民生費の扶助費のほうは飛ばします。

あと、20ページの農林水産業費の農業総務費、農業振興費の農業集積協力金交付事業についてお伺いをします。

これをするによる効果、費用対効果というか、そういったものについてお伺いをしたいと思います。

あと、人件費全般についてお伺いをしたいと思いますけど、毎年この時期に人件費等の費用のいろいろ内訳が出て補正予算が出るんですが、なぜこの時期なのかお聞きしたいと思います。

また、ほかの事業においても、減額補正をするタイミングというか、例えば明らかに減額が分かっているものは早めに補正をすれば、その補正予算を使ってやり残したものの事業をすることができるわけなんですけれども、市として減額補正予算をするタイミングというのが決められているのか、12月議会に集中してするんだよということになっているのか、減額が明らかに見えていけば、その時期に補正予算をすることになっているのか、その辺の補正予算の組み方についてお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、私のほうからは、まず1点目のふるさと納税の関係のシステム利用等手数料と支援委託料について御答弁させていただきます。

こちらにつきましては、まずシステム利用等の手数料につきましては、カード決済の手数料のほか、寄附金額に対し、ふるさと納税サイトごとの手数料割合により支払います。

また、支援委託料につきましては、寄附金額に対し、事務委託分及び返礼品の調達、郵送の実費分を支払います。

続きまして、基金の利用の予定でございますが、こちらにつきましては修繕計画に基づきまして、持続可能な財政運営ができますよう基金の活用を予定しているところでございます。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私のほうからは、住居確保給付金の件で御答弁申し上げます。

住居確保給付金の利用者につきましては、11月末現在で6名でございます。支援と実績でございますが、支給決定した方に対しましては就労支援を実施しております。支援を受けた6名のうち3名の方が就職をされております。

続きまして、支援がなくなったときの準備でございますが、住居確保給付金の支援終了後も引き続き必要に応じて就労支援を行ってまいります。また、社会福祉協議会による貸付けの紹介も行ってまいります。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

農地集積協力金交付事業について御答弁をさせていただきます。

費用対効果とのことですけれども、令和3年に入り、当組合での全体説明を経て、農地中間管理機構への農地の貸出しを決定し、組合員である農業者から同意書等が提出されました。今後は中間管理機構から地域の担い手にまとめて貸し出され、耕作が行われます。また、地域の農地が集積されることで、これまで以上の収益性の向上が見込まれます。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、人件費全般の考え方ということでございます。

人件費の減額補正について、なぜこの時期なのかということでございますが、こちらにつきましては職員に対する各種手当の増減におきまして適切な時期と判断したタイミングに補正のほうをお願いしているものでございます。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは、順番に質問させていただきます。

もう少しこの総務費、総務管理費、財政管理費のふるさと応援とシステム利用の関係ですが、具体的にどういうものが増えてこの金額になるのか、もう少し具体的な積算根拠のほうを教えてくださいたいと思います。

それから次に、公共事業の整備基金積立金なんですけど、適正なものがあったら利用していくんだという御答弁だと思うんですけど、具体的にこういったものを使っていくんだよとか、あと老朽化もあつたりとか、大規模改修というのもいつ頃にどこが来るというのが分かっていると思うんですけど、そういったものに、計画的にこの基金を使っていくという計画はないのか。この基金を使うに当たっての利用スケジュール的なものはないのか、その辺のところをちょっと教えてほしいと思います。大改修とか老朽化の現状というのは各部署でつかめているので、そこら辺どうなっているのかお伺いをしたいと思います。

あと、20ページの農業集積協力金の関係なんですけど、まとめて農地を貸出ししていくんだと、新たな担い手に貸していくんだというお話がありました。この新たな担い手というのは、どこでどのように確保、確保という言い方はよくないですけども、出会いとか、募集とかしていくのか、どこにこの担い手がいるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それからあと、最後に少し質問して答弁いただけなかったんですけども、こういった補正予算ですよ、いろんな事業をやっていく中で事業でお金が余ってきたりとか、各部署でしていると思うんですよ。そういったものをできるだけ早く補正予算で上げて、やり残している事業をすること、皆さんの福祉の向上につながると思うんですけど、この補正を上げるタイミングとか、そういったものが市としてきちんとして早めに上げて、新たな事業のためにというようなそういった形になっているのか、ルールがあるのか、その点について教えてくださいたいと思います。いつもいつも割に年度の終わりになって、もっと早くすればいろんな事業がもっとできるのという趣旨でお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、まずシステム利用料とふるさと納税の応援寄附金の関係の委託料の件についてのことの再質問でございますが、こちらは積算といたしましては、応援寄附金額の額によってそ

れぞれシステム利用料の手数料の割合でありますとか、また委託の返礼品の関係が増えてまいりますので、そういったことを踏まえた形でのこちらのほうの増額という形になります。

それから、基金の利用予定でございますが、こちらの具体的な例ということでございますけれども、今の時点では具体的な事業計画については持ち合わせておりませんが、個別施設計画などにより順次進めていきたいと考えております。以上でございます。

○産業振興課長（横井 誠君）

どのようにどのような方というお話でございます。こちら、愛西市人・農地プランに位置づけられている担い手ということで、そちらのほうに引き継がれるということでございます。以上です。

○企画政策部長（宮川昌和君）

予算現額のお話ということで、私からは人件費という観点でお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほども御答弁させていただいたように、各種手当の増減というのがやはりかなりこちらの人件予算には大きく絡んでまいります。例えば、扶養手当、住居手当、通勤手当など年度の途中で変動があるものがございますので、いずれにしろそちらがある程度確定してきた時期に補正、減額補正予算、増額の予算とかをお願いするものでございます。以上です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（島田 浩君）

はい。

○6番（吉川三津子君）

全般的なところでの御答弁はいただけないのでしょうか。

○議長（島田 浩君）

全般的な答弁。

○6番（吉川三津子君）

全般的な考え方をお聞きしたんですけれども。

○副市長（鈴木 睦君）

補正予算については、減額補正については、額が確定した時点で減額をするということで12月、3月に集中するというふうに考えております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）について質問いたしますが、幾つかありますので、よろしくお願ひします。

まず3ページの債務負担行為補正についてですが、債務負担行為補正で発達支援センターの備品購入事業として1,728万9,000円が載っておりますが、その内容についてお伺ひします。

続いて、12ページの2款1項4目財政管理費で11節の役務費354万5,000円についてですが、

システム利用料ですね、楽天さんにしたので多くなったみたいなのが以前ちょっとあったと思いますが、そういう意味でシステム利用料が増えているのかなと思ったんですが、その詳細を教えてください。

また、12節の委託料で1,290万3,000円ですが、寄附していただける方が増加しているというお話もあったんですが、その増加をしている詳細と件数についてお伺いします。

また、その増加しているところで、たくさんのお品目がありますが、どんな返礼品が人気になっているのかについても併せて教えてください。

続いて、14ページですが、2款1項10目基金費で24節積立金8億1,352万9,000円についてお伺いをします。

まず基金を積み立てるわけですが、この基金については現世代の負担と将来の負担ということで市の考え方があるのではないかと思うんですが、通常現世代についてサービスを提供していけば基金は残らないものだというふうに思っているんですが、この現世代負担と将来負担との考え方の基本的な点について、まず市の基本点をお伺いします。

あわせて、財政調整基金積立金が4億8,800万円、公共事業整備基金積立金が3億2,500万円ということで積立てをされる予定ですが、財政調整基金では総額幾らになる予定なのか、公共事業整備基金では総額幾らになる予定なのか、予定の残高をお伺いします。

また、それぞれの基金について、この間ずっと聞いておりますが、目標金額ということを示していただいておりますが、その目標金額に対する額とその目標金額に対しての達成率についてお伺いをします。

続いて、16ページの3款1項1目社会福祉総務費で19節扶助費1億4,037万5,000円についてお伺いをいたしますが、障害者総合支援給付費利用者が増をしたというお話もありましたので、その増の詳細を教えてください。また、住居確保給付金利用者についても増をしたということでしたので、今6名であるというお話もありましたが、何名から何名に増加をして、その積算が必要になったのかお伺いします。

続いて、同じく3款1項4目の福祉医療費92万2,000円についてですが、これは条例変更に至ったことによる変更だと思っておりますが、こういった具体的なシステム変更が行われるために費用が必要なのか、その具体的な内容についてお伺いします。

あと、続いて教育関係ですが、22ページに、10款1項1目教育委員会費、7節報償費22万9,000円について。これは、小中学校適正規模適正配置等検証委員会報酬ということで、一般質問でも様々答弁があったところですが、整理をするためにもう一度お伺いをいたします。公職者はいるのか、人数、また構成がどのような構成なのか。また、その目的、諮問内容についてお伺いをします。

続いて、同じく22ページの10款2項1目学校管理費の10節需用費523万6,000円について。これは3か所ほどの、佐屋小、北河田小学校、草平小学校ということで3か所の小学校が出ておりますが、こういった内容の修繕をされるのかということと、それぞれ佐屋小、北河田小、草平小学校ではいつからこの事情というのか、修理をしなければならないという状況が確認をさ

れたのかお伺いをします。

続いて、10款3項1目学校管理費の10節需用費ですが、134万2,000円についても、永和中学校の雨漏りの修繕ということが書いてありますが、これは随分前から課題になっていた分ですが、いつからこの雨漏りが発生していたのか。

また、今回までに行ってきた修繕があったはずですが、その修繕を行ってきた内容をお伺いします。

また、今回の130万円についての修繕の内容についてお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私のほうからは、まず1点目の債務負担行為の関係でございます。

発達支援センターの備品購入事業につきましては、机や椅子、書庫、ロッカー、棚などを予定しております。以上でございます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、まずシステム利用料の手数料の詳細と積算について御答弁させていただきます。

システム利用等の手数料につきましては、カード決済手数料のほか、寄附金額に対し、ふるさと納税サイトごとの手数料割合により支払います。今後の寄附金額の増に伴う利用手数料を想定し、計上いたしております。

続きまして、委託料の増加の詳細と件数でございますが、こちらは寄附金額は11月末で約3,696万円で、前年の同時期に比べ約2,452万円の増となっております。また、件数は、前年の同時期に比べ974件の増となっております。

続きまして、どんな返礼品が人気なのかということでございますが、こちらは今年度11月末までの多い順で、シャンプー&コンディショナー、チャイルドシート、パンセット、たっぷりチーズセット、湯葉となります。

続きまして、基金の関係でございますが、市の現世代負担と将来負担の基本的な考え方でございます。こちらは、社会保障経費や公共施設の更新・老朽化対策費等により、歳出の増加傾向が見込まれます。基金の積立てや計画的な活用により、持続可能な財政運営に努めています。

次に、財政調整基金と公共事業整備基金積立金の積立て予定残高でございますが、財政調整基金は53億8,700万円、公共事業整備基金は68億500万円ほどとなる見込みでございます。

次に、基金の目標額と達成率でございますが、財政調整基金は目標額の約70億に対し77%ほど、また公共事業整備基金は目標額の約110億円に対し61%ほどとなっております。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

障害者総合支援給付費の関係でございます。

令和3年度の延べ利用者数は、半年間で5,894人でございます。また、令和3年度の給付額は、半年間で約8億1,209万7,000円でございます。

続きまして、住宅確保の増の関係でございますが、先ほども御答弁申し上げましたが、11月末現在で6名でございますが、今後9名の申請が見込まれておりますので、補正をお願いしたものでございます。

続きまして、福祉医療の関係でございます。

新たに精神障害者福祉医療証を作成するためのシステム改修委託料66万円、医療証の印刷及び封入封緘のための委託料10万7,000円、郵送料15万5,000円でございます。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

検証委員会の件でございます。

公職者は含まれておりません。あと、構成でございますが、大学教授1名、適正規模等検討協議会の委員経験者1名、老朽化対策検討委員会委員1名、市内の4地区からそれぞれ1名ずつで有識者4名でございます。あと、市内小学校長1名、中学校長1名の計9名で構成を予定しております。

続きまして、目的等でございますが、愛西市立小中学校適正規模等基本計画の内容を検証することを目的としております。愛西市立小中学校適正規模等基本計画について、計画内容の検証と愛西市立小中学校施設老朽化対策検討委員会から報告される内容を含め考察いたしまして、そして今後想定される課題などの抽出を諮問いたします。

続きまして、修繕の関係でございますが、まずいつ確認されたかというところで、草平小学校の雨漏りが8月中旬に、佐屋小学校と北河田小学校のポンプが両校とも9月初旬に報告を受けました。

修繕の内容でございますが、草平小学校は北館西側屋上の縁に塗膜防水などを施工いたします。佐屋小学校と北河田小学校の揚水ポンプは、それぞれ2台ありまして、うちそれぞれ1台が故障しているため取替えを行うものでございます。

続きまして、永和中学校体育館でございますが、8月下旬に永和中学校のほうから雨漏りの報告を受けました。行ってきた修繕でございますが、平成17年に体育館屋上の防水シートを全面張り替えております。その後、平成28年、29年、令和元年に防水シートの部分補修を実施しております。今回の修繕の内容といたしましては、防水シートの欠損部分の補修やひび割れなどの箇所にシーリング補修を行う予定でございます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

では、再質問をさせていただきます。

12ページの2款1項4目財政管理費ですが、増えているというのは分かりましたが、このシステム利用料の手数料についてはカード決済の手数料だという話ですが、どこの会社の部分がどういうふうが増えたのか、またその決済の手数料の内容、ヤフーが増えたのか、楽天が増えたのか、そんなようなことが分かれば教えていただきたいと思います。

あと、この12節委託料1,200万円ですが、非常に増えているということで、増えている分析というのか、何で増えたのかということについては当然検討されていると思うんですが、何で増えたのかということについて確認をさせていただきます。



続いて、基金について確認しますが、8億円の基金積立てを行うということで、財政調整基金が53億8,700万円、公共事業整備基金が68億5,000万円ということですが、この増えた部分も含めて一般会計部分の基金の合計額の金額をお伺いします。

あと、目標とする価格について70億と110億ということがありますが、具体的な理由があると思いますので、何度も聞いておりますが、再度この70億と110億の目標の理由についてお伺いします。

続いて、3款1項4目の福祉医療費ですが、92万2,000円については、予算書に書いてある金額を読み上げていただいただけなので、具体的な内容について、どのようなことをやってどういう準備が必要なのか再度お伺いします。

あと教育費ですが、学校管理費の需用費についての10款2項1目学校管理費についてですが、もし3か所それぞれの金額、積算が分かれば教えてください。よろしくをお願いします。

あと、10款3項1目については、その間体育館が使えなくなるのか、どういう状況なのか、どのくらいの工事期間があるのか、併せて分かれば教えてください。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まずシステム利用料の手数料の関係でございますが、こちらはカード決済手数料のみではなくて、寄附金額に対するその手数料の割合を乗じて支払いをするものでございます。寄附者の方がどのサイトを利用されるかにつきましては、事前に把握できませんので、寄附金額の増に対応できる手数料を想定して計上いたしております。

次に、寄附額が増えた増加の要因でございますけれども、こちらは返礼品の数でありますとか、サイトの拡充に伴いまして増加をしたものと考えております。

続きまして、一般会計全体の基金の関係、合計額の御質問でございますけれども、申し訳ありませんが、こちらは持ち合わせておりません。

次に、基金のそれぞれの目標額の関係の根拠でございます。

まず、財政調整基金の目標額の根拠につきましては、景気減退時の税収の落ち込みに対して、標準財政規模の2割と大規模災害での一般財源確保の観点から、過去に被災した類似団体の復旧費を合わせた額となっております。また、公共事業整備基金の目標額の根拠につきましては、減価償却累計額の10%といたしております。以上でございます。

#### ○保険年金課長（橋本 創君）

私のほうからは、92万2,000円の具体的な内訳を御答弁させていただきます。

まず、郵送料といたしまして15万5,000円、この内訳は自立支援受給者に対して受給者証を交付する郵送料と、医療機関及び精神障害者手帳所持者への案内通知1,150通でございます。

続いて、委託料でございますが、システム改修が66万円、封入封緘委託料が10万7,000円でございます。以上です。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

小学校の修繕の関係ですけれども、まず草平小学校の校舎の雨漏りの関係ですが、113万3,000円。受水槽ポンプの関係ですけれども、佐屋小学校が204万6,000円、北河田小学校が205

万7,000円の積算となっております。

工事期間につきましては、至急年度内には完成をさせたいと思っております。以上です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（島田 浩君）

はい。

○18番（河合克平君）

答弁。

○議長（島田 浩君）

漏れだった。

○18番（河合克平君）

はい。基金の全体の金額について持ち合わせておりませんという話だったので、持ち合わせておりませんという回答だけで今後済むといけないので、持ち合わせていないけれどもどうしますという内容を言っていたきたいなと思うんですが、よろしくお願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

財政調整基金と公共事業整備基金についてはお答えさせていただいているところでございますが、その他のものについては現在持っていないということでございます。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、1番・馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）について質問します。通告どおり質問しますが、重なっている部分もあるんですが、確認も含めて御答弁のほうよろしく願いいたします。

まず2款1款4目財政管理費のふるさと応援寄附金支援委託料のほうの1,644万8,000円ですが、先ほど寄附額のところですけれども、3,690万が今年度寄附された額でよろしいのか確認させてください。

それから続きまして、4款1項2目12節、健康管理システム改修委託料の555万5,000円ですが、事業内容等は効果とか、他の議員から質問がありましたが、これの目的はどのような目的なのかを教えてください。

続きまして、10款2項1目10節の修繕料の523万6,000円、これも先ほど質問がありましたけれども、確認も含めて答弁をお願いします。積算は分かったんですけど、草平小学校の校舎の雨漏りは、これは8月中旬に報告があったということですが、もうちょっと事前に雨漏りはしていて学校で対策をして、後に報告があったのかということでもよろしいのか確認をさせてください。

それから、具体的な工事の内容とか修繕の内容とかお聞きしましたけれども、具体的な場所を教えてくださいと思います。

続きまして、10款3項1目10節、修繕料、これも同じところなんですけれども、永和中学校

の雨漏りも8月下旬からというお話でしたけれども、これも具体的な場所を教えていただきたいと思います。以上です。お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、ふるさと応援寄附金の今年度の寄附の額についてお答えさせていただきます。  
11月末までに約3,696万円の御寄附をいただいたところでございます。以上でございます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康管理システムの目的についてでございます。  
国がデジタル化の環境整備拡充の一環で、個人の情報を本人が正確に把握・活用して、予防や健康づくりに生かすことを目的とします。以上でございます。

○教育部長（三輪進一郎君）

草平小学校の校舎の雨漏りのほうでございますが、8月中旬頃に報告がありました。8月以前には雨漏りはしていなかったのかというような御質問でよかったですでしょうか。以前から天井に雨水が浸入しているような形跡が確認されておりましたが、教室内への雨漏りはございませんでした。具体的には、草平小学校の北館3階西側の5年2組の教室でございます。

続きまして、中学校の体育館の修繕でございますが、具体的な場所は永和中学校体育館のフロアで6か所、体育館の会議室で1か所の雨漏りを確認しております。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

再質問します。

ふるさと応援寄附金のほうですが、市内の寄附額が増えているのは分かりましたし、返礼品も額が多いのは分かりましたが、市外への寄附額は幾らになっているのか教えていただきたいと思います。

それから、学校のほうの雨漏りの件ですけれども、ほかに今雨漏りがしている学校があるのかを確認させてください。よろしくお願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

ふるさと納税のみの数値は把握できませんが、令和2年は寄附額が約1億8,963万円となっております。以上でございます。

○教育部長（三輪進一郎君）

他に雨漏りがあるかということでございますが、報告は受けておりますが、小規模でございますので、よろしくお願いします。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第53号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第17・議案第53号：令和3年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第54号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第18・議案第54号：令和3年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・請願第6号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第19・請願第6号：コロナ禍による米価下落の対策を求める請願を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・請願第7号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第20・請願第7号：介護労働者の確保にむけた施策の充実を求める請願を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・委員会付託について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第21・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第36号から議案第50号並びに議案第52号から議案第54号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、また請願第6号及び請願第7号につきましては、会議規則第139条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をい

たします。

各常任委員会等に付託の議案等は本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、12月24日午前9時30分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時57分 散会

